

外国人患者を受け入れる 拠点的な医療機関

第2回 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会
平成31年(2019年)1月25日

厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室

前回の議論のまとめと、本日の議論内容

- 前回の検討会（平成30年11月14日実施）において、厚生労働省より、以下の課題意識と今後の計画を提起した。
 - 外国人患者を受入れる医療機関の情報を、わかりやすい形で提供する必要がある。
 - 厚生労働省は都道府県に対して、「地域における外国人患者の受入拠点となる医療機関」を選出することを依頼する
 - 各都道府県は、「重症例を受入可能な医療機関」と「軽症例を受入可能な医療機関」とりまとめて、厚生労働省に選出・報告する。

- これに対して、構成員から、以下のような意見をいただいた（主な意見の抜粋）
 - リストについて
 - 医療機関の情報（リスト）は、一元的にアクセスできるようにし、わかりやすくする必要がある。
 - 医療機関の選定について
 - 外国人患者が軽症でも救急車を呼んでしまい、大学病院等を受診してしまうなか、**重症度**に応じて、外国人患者を受入れる医療機関を分けて考えるのは現実に即している。また、大病院・中小病院・診療所を含めて役割分担・連携を進める必要がある。
 - 事務局案の「軽症例を受入可能な医療機関」は、基準が低く、**質の担保**が必要なのではないか。
 - 都道府県が医療機関を選定するとなると、特に重症例を受け入れる医療機関は、必ず受け入れねばならないという問題が生じる。その場合の**インセンティブ**や未収金対策はどのようになるのか。
 - 応召義務がある中、外国人受入の医療機関を選定することで、拠点でない医療機関は、外国人受入れを拒むことはできるか。
 - 2次救急医療機関のなかには、小規模の医療機関もあり、医療事務が実際に外国人対応可能か考える必要。
 - 医療機関に対する支援について
 - 実際には、軽症例の救急患者が多いなか、軽症例患者を受け入れる**医療機関への支援**が必要。
 - 「**重症**」・「**軽症**」という表現は、緊急度合いの高低ではないか。

- 本日は、以下を説明し、実際に都道府県に医療機関の選出依頼を開始する予定。
 - (1) 現状の課題の共有（「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」の速報値）
 - (2) 医療機関の選出に際しての、厚生労働省の考え方の説明（重症度・質・医療機関への支援等）
 - (3) 医療機関の情報のとりまとめ像のアウトプットイメージ

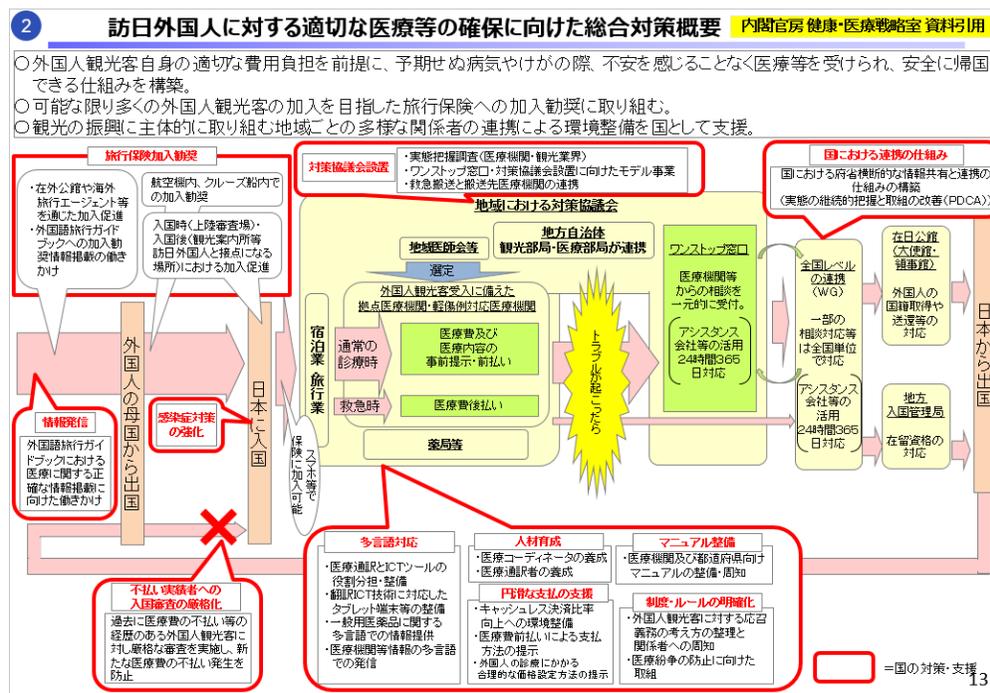
(再確認) 今回の検討会での議論対象

- 本検討会の議論の主たる対象は、訪日外国人旅行者¹⁾である。
- 訪日外国人旅行者に対する医療は、自由診療で行われ、患者自身の適切な費用負担を前提とするものである。

外国人の分類と受診に際する特徴(再掲)

	人数	受診理由	受診する医療機関
在留外国人	263万人 ²⁾	日常診療	地域の医療機関
訪日外国人旅行者	3,119万人/年 ³⁾	救急診療 (急病・怪我)	どこの医療機関にも受診する可能性
訪日外国人(医療目的)	数千~万人/年 ⁴⁾	健康診断・ 先進的治療	外国人受入に取組んでいる医療機関

訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策概要(再掲)



1. (参考)訪日外客数:国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のこと(JNTOウェブサイトより)。
2. 2018年6月末 在留外国人統計(法務省)における「在留外国人」の数(定義:中長期在留者及び特別永住者);
3. 日本政府観光局(2018年 速報値)より
4. 6,914人(2014年) - 国内医療機関による外国人患者受入の促進に関する調査(経済産業省)

(再掲)外国人患者を受け入れる医療機関

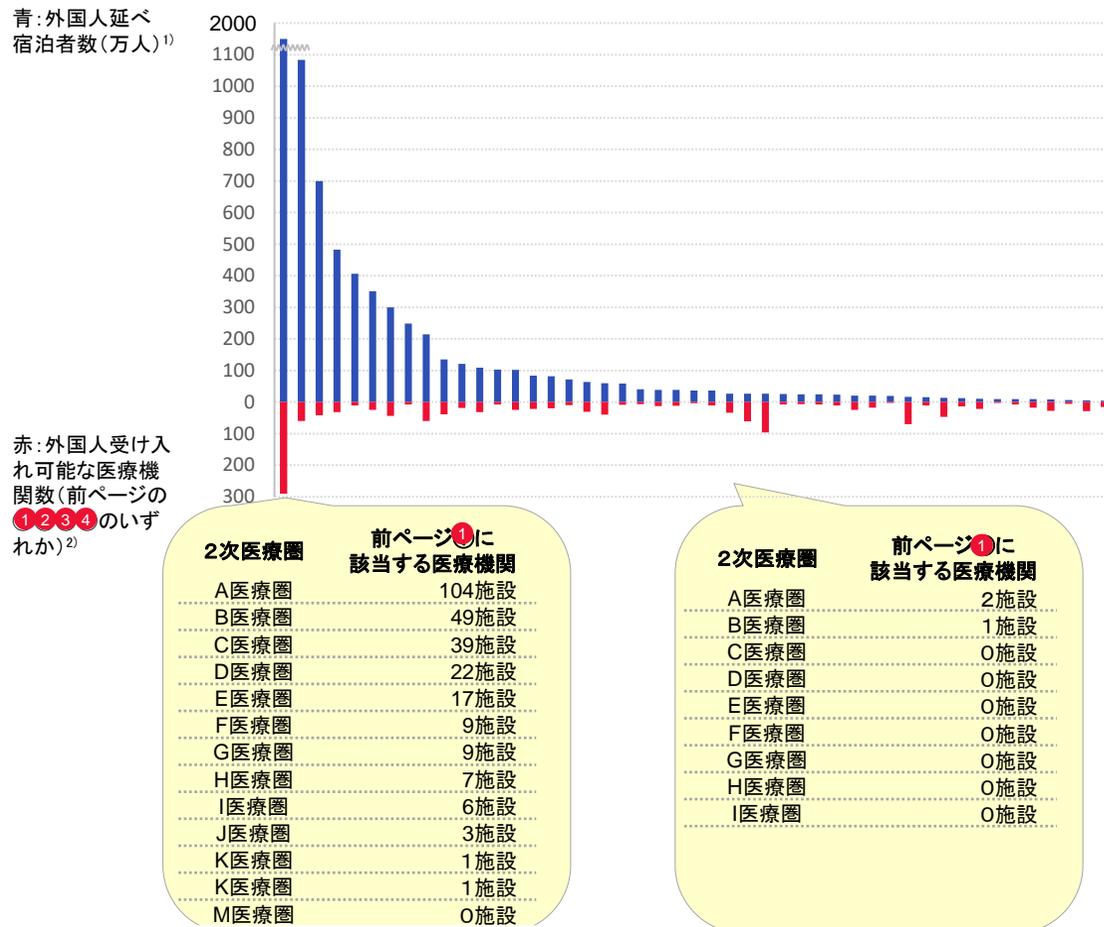
- 外国人患者を受け入れる医療機関への支援や、認証・推奨・登録は、複数の省庁・団体が行っている。
- これらの医療機関の情報は一元化されておらず、医療機関や地方自治体からはわかりづらいという声が寄せられてきた。また、医療機関の外国人患者受入に対する姿勢に、差があるのではないかとこの声がある。
- 医療機関や地方自治体のみならず、外国人患者、観光・宿泊事業者、地域の住民等がわかりやすい形で情報提供する必要。

実施主体	事業・リスト名	事業の内容	対象患者	医療機関数(降順)
1 観光庁	訪日外国人旅行者受入医療機関リスト	都道府県に医療機関の選定を依頼し、訪日外国人旅行者が滞在中の病気やケガ等の際に、安心して受診できる体制が整備された医療機関をリスト化。日本政府観光局のホームページを通して情報を発信する。同ページでは対応言語、診療科目、使用可能なクレジットカード等で医療機関の検索が可能	訪日外国人旅行者	1,255
2 厚生労働省	外国人患者受入れ環境整備推進事業	医療機関への医療通訳者・コーディネーターの配置や、院内体制整備(院内案内表示や院内資料の多言語化)への財政的支援	外国人患者	111
3 一般財団法人日本医療教育財団	外国人患者受入医療機関認証制度(JMIP)	在留、訪日外国人へ安心・安全な医療を提供するための環境が整備された医療機関を認証する。	在留外国人 訪日外国人	52
4 一般社団法人Medical Excellence JAPAN(MEJ)	ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)	日本の高度な医療を目的に、医療ビザを取得し渡航する外国人患者の受入に意欲があり、適切な受入体制を整備した医療機関を推奨し、海外に発信する。	治療・健診を目的に渡航する外国人患者	45

各都道府県における外国人患者受入可能な医療機関と優先課題

- 外国人患者を受入可能とされる医療機関の数は、都道府県ごとに大きなばらつきがある。
- 都道府県ごとに優先課題は異なり、量の確保や質の確保等があるのではないか。

都道府県ごとの外国人延べ宿泊者数¹⁾と外国人患者を受入可能な医療機関数²⁾



地域における優先課題

- ある県においては、そもそも外国人患者を受け入れ可能な施設が少ない
 - このような県においては、外国人患者を受け入れ可能な医療機関を、積極的に掘り起こす必要があるのではないか(量の確保)
- あるに県においては、外国人患者を受け入れ可能とした医療機関は多い
 - このような県においては、医療機関の受入体制が構築されているのか、検討する必要(質の確保)
- なお、これらの医療機関は、自発的に登録された医療機関であるため、実態はより多くの医療機関が対応可能な可能性もある。
 - よって、都道府県を通じた実態の把握が必要。

1) 平成29年度1～12月の合計値(観光庁 宿泊旅行統計調査より引用)

2) 前頁の①～④に該当する医療機関 ①観光庁 訪日外国人旅行者受入医療機関リスト、②厚生労働省 外国人患者受入環境整備推進事業、

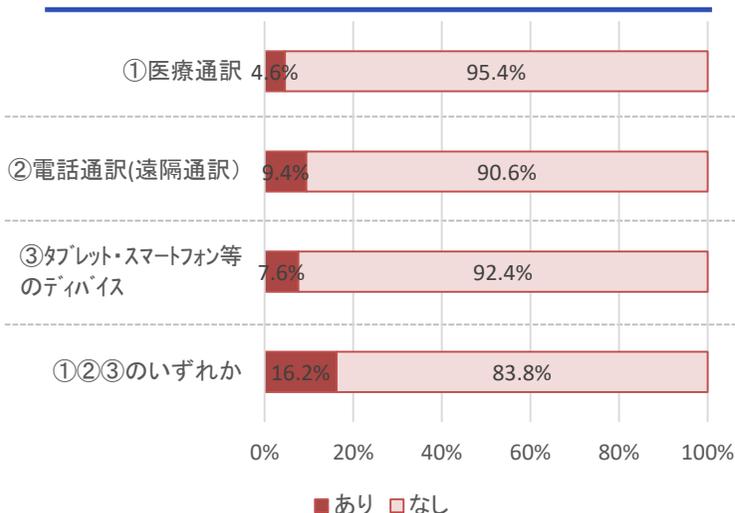
③一財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度(JMIP)、④一社Medical Excellence JAPAN(MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)

病院における多言語対応の実態

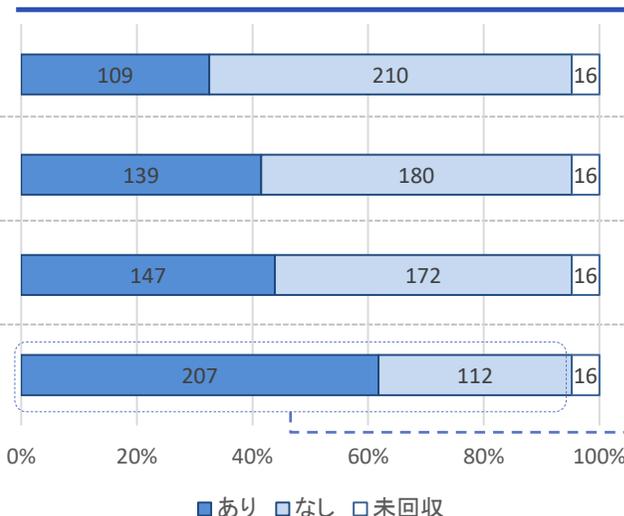
「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」の結果(速報値)

- 都道府県を通じて、全ての病院に調査を依頼したところ、4,437病院(約53%¹⁾)より回答を得た。
- 外国人患者の受入体制は、医療圏ごとに面的にネットワークとして構築すべきであるため、2次医療圏ごとに見てみると、①医療通訳者の配置は109医療圏(34.2%)、②電話通訳(遠隔通訳)の利用は139医療圏(43.6%)、③タブレット端末・スマートフォン端末の利用は147医療圏(46.1%)で、④①②③のいずれかの利用可能は207医療圏(64.9%)であった²⁾。また、①②③のいずれかの利用可能な病院数には大きなばらつきがあり、約8割の医療圏においては、3施設以下であった。
- なお、現在精査中であり、これらの値は速報値であることをご了承いただきたい。

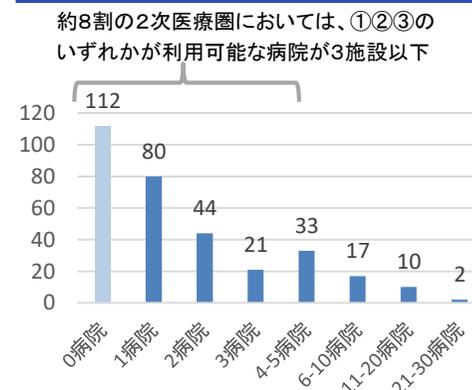
回答した全病院における整備状況 (n=4,437)



2次医療圏毎の整備状況(n=335)



(参考)①②③いずれかが利用可能な医療機関数の分布



データ出典「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(平成30年9月に個票配布、平成31年1月25日時点では精査中)

1.平成29年10月1日時点(医療施設調査)の病院数の8,417で除した。2.平成30年度4月時点の医療圏335ではなく、実際に医療機関から回答を得られた319で除した。

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出要件

都道府県に依頼する文面(案)は以下のとおり (赤字は今回追記したところ)

都道府県におかれては、同時に提供するデータを参考にしながら、以下の(1)または(2)に相当する医療機関を選出していただきたい。

(1) 都道府県単位の「重症例¹⁾を受入可能な医療機関」

- ① 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関
- ② 言語対応: 多言語での対応が可能であること
 - ※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする
 - ※ 医療通訳者、電話通訳、デバイス等の形式は問わない

(2) 2次医療圏単位の「軽症例を受入可能な医療機関(診療所・歯科診療所も含む)」

- ① 対象となる医療圏: 全ての医療圏。

特に、以下のア～エに該当する医療圏からの選出は、速やかな選出をお願いしたい。

 - ア ラグビーW杯またはオリンピック・パラリンピックの開催地を含む医療圏
 - イ 訪日外国人観光客の多い医療圏
 - ウ 在留外国人が多い医療圏
 - エ その他、都道府県が指定する医療圏
- ② 診療時間: 特に制限を設けない
- ③ 診療科: 特に制限を設けない
- ④ 言語対応: 多言語での対応が可能であること
 - ※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする
 - ※ 医療通訳者、電話通訳、デバイス等の形式は問わない

都道府県は、選出した医療機関の受入患者数や重症度等を適宜把握し、地域において求められる外国人患者への医療提供体制の整備に活用すること。

1) 入院を要する救急医療

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の情報とりまとめのイメージ

- 都道府県に選出を依頼する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」がとりまとめられたリストのイメージは以下のとおり。
- このリストは、厚生労働省のウェブサイトだけでなく、観光庁や自治体にも、広く情報提供する予定。
- なお、本リストは、患者や医療機関等の利便性や、行政サービスの向上を目的としてつくられており、外国人患者の受入を当該医療機関に限定するものではない。

a 都道府県におかれては、「重症例を受入可能な(入院を要する救急医療に対応可能な)医療機関」を都道府県内に最低1か所選出していただきたい(2次救急・3次救急医療機関を問わない)

b 都道府県におかれては、全ての医療圏において、医療機関を選出いただきたい。
(ラグビーW杯またはオリンピック・パラリンピックの開催地を含む医療圏、訪日外国人観光客の多い医療圏、在留外国人が多い医療圏は、急いで体制整備を行う必要)

2019年〇月〇日現在

都道府県名	医療圏	医療機関名	都道府県による選出		民間団体による推奨・認証 ²⁾	住所	電話番号	受付時間	ウェブサイト	診療科および言語	利用可能なクレジットカード
			種別	救急医療体制							
〇〇県	a A医療圏	〇〇総合病院	(1)	3次		〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇	0000-00-0000	〇曜日:0.:00-00:00	www.xxxx.xx x	〇科:〇語 〇科:〇語	VISA、MASTER、AMEX、Diners Club、JCB
	A医療圏	〇〇内科	(2)			〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇	0000-00-0000	〇曜日:0.:00-00:00	www.xxxx.xx x	〇科:〇語	なし
	A医療圏	〇〇クリニック				〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇	0000-00-0000	〇曜日:0.:00-00:00	www.xxxx.xx x	〇科:〇語	なし
	A医療圏	〇〇歯科				〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇	0000-00-0000	〇曜日:0.:00-00:00	www.xxxx.xx x	〇科:〇語	なし
	b B医療圏	〇〇病院	(2)	2次		〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇	0000-00-0000	〇曜日:0.:00-00:00	www.xxxx.xx x	〇科:〇語 〇科:〇語	VISA、MASTER、AMEX、Diners Club、JCB
	B医療圏	〇〇医院	(2)			〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇	0000-00-0000	〇曜日:0.:00-00:00	www.xxxx.xx x	〇科:〇語、	VISA、MASTER
	C医療圏	〇〇診療所				〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇	0000-00-0000	〇曜日:0.:00-00:00	なし	〇科:〇語、	なし
	a C医療圏	〇〇医療センター	(1)	2次	JMIP JIH	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇	0000-00-0000	〇曜日:0.:00-00:00	www.xxxx.xx x	〇科:〇語 〇科:〇語	VISA、MASTER、AMEX、Diners Club、JCB
	D医療圏	〇〇内科	(2)			〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇	0000-00-0000	〇曜日:0.:00-00:00	なし	〇科:〇語	なし

重症・軽症の考え方は、救急医療体制の考え方に従う

脚注:
 1) 本リストは、訪日外国人旅行者や在留外国人患者を受け入れる医療機関を明示することで、患者や医療機関等の利便性や、行政サービスの向上を目的としてつくられている。上記に掲載されていない医療機関における外国人患者の診療を妨げるもの・抑制するものでもない。
 2) 本リストに掲載されている医療機関は、訪日外国人旅行者や在留外国人の受け入れに際し、拠点的な役割をはずす医療機関である。外国から診療目的で来日する外国人患者を受け入れる医療機関のリストではない。

外国人患者に対する医療提供体制等の整備

- 外国人患者に対する医療提供体制等の整備として、平成31年度は、医療機関を対象とした支援として以下のものを予定しており、厚生労働省としてはこれらの取組より、医療機関の受入体制の向上を支援している。
 - ・ 医療通訳者・コーディネーターの配置の財政支援
 - ・ タブレット端末等配置の財政支援(新規事業)
- これらの補助事業の交付対象となる医療機関は、都道府県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」であるものとする。
- 都道府県におかれては、新規事業で実施する協議会等の場を活用し、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出していただきたい。

継続実施する事業

外国人患者受入れ環境整備推進事業

モデル医療機関(拠点病院)を選定

- 背景: 地域における外国人患者受入の拠点となる医療機関(拠点病院)を整備する必要
- 事業概要:
 - ① 医療通訳を配置
 - ② 外国人向け医療コーディネーターを配置
 - ③ 拠点病院機能の構築
 - ・ 自治体や周辺医療機関に対して、拠点病院であることを周知
 - ・ 周辺医療機関等から、医療通訳が必要な患者の紹介受入
 - ・ 周辺医療機関向けに、院内見学会・セミナー・勉強会等を開催

新規に実施する事業

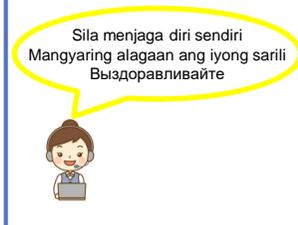
都道府県単位の医療・観光等連携ワンストップ対応

- 都道府県に、地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議などを行う。
- 都道府県に、医療機関等から寄せられる様々な相談にも対応できるワンストップ窓口を設置する。



希少言語も含めて対応可能な遠隔通訳サービス

- 民間サービスがなく、行政が通訳者を確保することも難しい希少言語にも対応可能な遠隔通訳サービスを提供。



医療コーディネーター等養成研修

- 医療機関の外国人患者受入対応能力向上のため、医療コーディネーター等の養成研修等を実施。

翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等の配置

- 外国人受入の拠点となる医療機関に、受付から支払までの流れを一貫して支援することが可能な翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等を配備

厚生労働省の予算事業の紹介

- 我が国の在留外国人は約263万人¹⁾(平成30年6月末現在)、訪日外国人は3,119万人²⁾(平成30年速報値)と増加傾向。
- こうした中、在留・訪日外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、国内の医療機関における、外国人患者受入のための環境整備が不可欠。
- 「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を100か所整備する目標は前倒して達成されたので、今後は、これらの基幹となる医療機関に加えて、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指す。

(参考)関係閣議決定等

- 経済財政運営と改革の基本方針2017 (平成29年6月9日 閣議決定)
- 未来投資戦略2017 (平成29年6月9日 閣議決定)
- 観光立国推進閣僚会議 (平成29年5月30日 観光立国推進閣僚会議(主宰:内閣総理大臣)決定) 等

① 地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業(H30新規)

モデル都道府県を5程度選定

- 背景: 地域毎に異なる問題が生じており、地域固有の事情を勘案した上での対応が必要
- 事業概要: 都道府県において、①多分野の関係者による議論の場の設置、②地域固有の実情の把握、③情報発信 等を行い、地域特性に応じたモデルを構築



② 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業(H30新規)

電話医療通訳の団体契約を行う事業者を5程度選定

- 背景: 電話による医療通訳は、利便性が高いものの、医療機関における認知度はまだ十分でない
- 事業概要: とりまとめ団体³⁾と電話通訳事業者との間で、一括して通訳の利用に係る契約を行い(団体契約)、傘下の医療機関が電話通訳を利用できるようにする



電話回線



インターネット回線や情報通信技術を用いた通訳端末



③ 外国人患者受入れ環境整備推進事業

モデル医療機関(拠点病院)を10~箇所選定

- 背景: 地域における外国人患者受入の拠点となる医療機関(拠点病院)を整備する必要
- 事業概要:
 - ① 医療通訳を配置
 - ② 外国人向け医療コーディネーターを配置
 - ③ 拠点病院機能の構築
 - ・ 自治体や周辺医療機関に対して、拠点病院であることを周知
 - ・ 周辺医療機関等から、医療通訳が必要な患者の紹介受入
 - ・ 周辺医療機関向けに、院内見学会・セミナー・勉強会等を開催

1) 法務省, 2) 日本政府観光局, 3) 複数の医療機関から構成される法人(病院団体・グループ、医師会等)、地方公共団体等

背景

- 平成29年の訪日外国人は2,869万人にのぼり、訪日外国人が増加する中、外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できる体制を整備することが重要である一方、医療機関においては、意思疎通や未収金発生の問題などの課題が指摘されている。
- 「自民党政務調査会 外国人観光客に対する医療PT」が、「外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言」(平成30年4月27日)を取りまとめ、以下の対応策を行うことが求められた。
- 政府の健康・医療戦略推進本部の下に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」が設置され、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」(平成30年6月14日)が取りまとめられた。

「外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言」における要望(抄)

- **外国人観光客を医療機関等へつなぐ協力体制整備**
 - 国は、特に外国人観光客の受診が急増している地域等において、[対策協議会の設置](#)やそれに基づく地域横断的な仕組みを構築するモデル事業を2019年度中に開始する。
- **医療機関等の窓口における外国人観光客対応力の向上**
 - 自治体と関係機関の緊密な連携のもとに実施できるよう必要な支援を行う。また(略)[ワンストップの対応を行うために、自治体に窓口を設ける](#)。
- **医療機関等における外国人観光客への研修強化**
 - 医療文化・習慣の相違に配慮した診療提供のための研修を厚生労働省が観光庁等の関係省庁や自治体と連携して行う。
(略)また、厚生労働省は、地域の実情に応じて、[重点病院等において活躍する外国人向け医療コーディネーターの養成](#)と配置を進める。
- **医療機関等における医療通訳・多言語対応の体制整備**
 - [医療機関等における多言語でのコミュニケーションの体制整備を行う](#)。(略)2019年度中に、少なくとも[地域の外国人観光客受入の拠点となる病院には必要なICTツールがインストールされたタブレット等が完備されるようにすべき](#)である。
 - [希少言語については](#)、国内に医療通訳のニーズも少なく、加えて、通訳者が少ないことから、民間事業者としては、運営整備が困難である。海外では、希少言語の医療通訳に関しては、政府が一元運営している事例もあることから、[整備は全国単位で考えていく](#)ことを検討する。

新規に実施する事業

都道府県単位の医療・観光等連携ワンストップ対応

- 都道府県に、地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議などを行う。



- 都道府県に、医療機関等から寄せられる様々な相談にも対応できるワンストップ窓口を設置する。

希少言語も含めて対応可能な遠隔通訳サービス

- 民間サービスがなく、行政が通訳者を確保することも難しい希少言語にも対応可能な遠隔通訳サービスを提供。



Sila menjaga diri sendiri
Mangyaring alagaan ang iyong sarili
Выздоравливайте

医療コーディネーター等養成研修

- 医療機関の外国人患者受入対応能力向上のため、医療コーディネーター等の養成研修等を実施。

翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等の配置

- 外国人受入の拠点となる医療機関に、受付から支払までの流れを一貫して支援することが可能な翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等を配備